

議 案

第 2 回 玉 名 市 議 会

(定 例 会)

令和 4 年 2 月 2 5 日提出

第2回玉名市議会（定例会）提出議題

議番号	件 名	提案者
2	令和3年度玉名市一般会計補正予算（第14号）	市 長
3	令和3年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	市 長
4	令和3年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	市 長
5	令和3年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	市 長
6	令和3年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）	市 長
7	令和3年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）	市 長
8	令和3年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第4号）	市 長
9	令和4年度玉名市一般会計予算	市 長
10	令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算	市 長
11	令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算	市 長
12	令和4年度玉名市介護保険事業特別会計予算	市 長
13	令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算	市 長
14	令和4年度玉名市水道事業会計予算	市 長
15	令和4年度玉名市公共下水道事業会計予算	市 長
16	令和4年度玉名市農業集落排水事業会計予算	市 長
17	玉名市まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について	市 長
18	玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
19	玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
20	玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
21	玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長

2 2	玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
2 3	玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
2 4	玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
2 5	玉名市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
2 6	玉名市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
2 7	玉名市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
2 8	玉名市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
2 9	玉名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
3 0	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	市 長
3 1	普通財産の無償貸付けについて	市 長
3 2	普通財産の無償貸付けについて	市 長
3 3	権利の放棄について	市 長
3 4	教育委員会委員の任命について	市 長

議第 17 号

玉名市まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について

玉名市まち・ひと・しごと創生基金条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市まち・ひと・しごと創生基金条例

(設置)

第 1 条 本市におけるまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）に要する経費の財源に充てるため、玉名市まち・ひと・しごと創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、玉名市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に定める目的のために必要な経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 本市におけるまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるための基金を設置するため、条例を制定するものである。

議第 18 号

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

玉名市附属機関の設置等に関する条例（平成 27 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部に次のように加える。

玉 名 市 桃 田 運 動 公 園 市 民 プ ール 在 り 方 検 討 委 員 会	(1) 玉名市桃 田運動公園 市民プールの今後の運 営に関する こと。 (2) その他玉 名市桃田運 動公園市民 プールの在 り方に関し 市長が必要 と認める事 項に関する こと。	審議	10人 以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係する機関及び団体の代表者 (3) その他市長が適当と認める者	当該委嘱又は任命に係る所掌事務が終了するまでの期間
---	---	----	-----------	--	---------------------------

別表教育委員会の部に次のように加える。

玉 名 市 立 中 学 校 部 活 動 地 域	(1) 市立中学校部活動地域移行計画	審議	10人 以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係する	当該委嘱又は任命に係る所
-------------------------------	--------------------	----	-----------	---------------------------	--------------

移行検討委員会	の策定及び変更に関すること。 (2) 指導者の指導計画及び活動に関すること。 (3) 部活動の数及び指導者配置の適正化に関すること。 (4) その他市立中学校の部活動地域移行に関し教育委員会が必要と認める事項に関すること。			機関及び団体の代表者 (3) その他教育委員会が適当と認める者	掌事務が終了するまでの期間
---------	---	--	--	---	----------------------

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

提案理由 玉名市桃田運動公園市民プール在り方検討委員会及び玉名市立中学校部活動地域移行検討委員会を設置するため、条例の整備を図るものである。

議第 19 号

玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

玉名市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）とする。

第 8 条中「次の各号のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める」に改め、「除く。）」の次に「とする。」を加え、同条各号を削る。

第 11 条の次に次の 2 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第 11 条の 2 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 11 条の 3 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

提案理由 国家公務員の育児休業制度の見直しに伴い、条例の整備を図るものである。

議第 20 号

玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成 17 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条ただし書中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 167.5」を「100 分の 162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例第 7 条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に 167.5 分の 10 を乗じて得た額を減じた額とする。

提案理由 玉名市長等の給与に関する条例（平成 17 年条例第 44 号）の一部改正に準じて、議員の期末手当を改定するため、条例の整備を図るものである。

議第 2 1 号

玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 2 5 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7
年条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

消防団団長	年	136, 000	
消防団副団長	年	114, 000	
消防団分団長	年	95, 000	
消防団副分団長	年	76, 000	
消防団部長	年	62, 000	
消防団班長	年	23, 000	
消防団団員	年	18, 000	
消防団支援団員	年	6, 000	

」

を

「

消防団団長	年	136, 000	消防団活動に 従事した回数 に応じて、1 回 につき、災害 等のために出
消防団副団長	年	114, 000	
消防団分団長	年	95, 000	
消防団副分団長	年	76, 000	
消防団部長	年	62, 000	

消防団班長	年	37,000	動する場合に あつては活動 時間が2時間 未満のときは 2,000円、2時 間以上4時間 未満のときは 4,000円、4時 間以上6時間 未満のときは 6,000円、6時 間以上8時間 未満のときは 8,000円、8時 間を超えると きは8,000円 に8時間以後1 時間ごとに 1,000円を加 算した額を、 訓練等のため に出動する場 合にあつては 2,000円を加 える。
消防団団員	年	36,500	
消防団支援団員	年	6,000	

」

に改め、同表に次のように加える。

桃田運動公園市民プール在り方 検討委員会委員	日	5,800	
市立中学校部活動地域移行検討 委員会委員	日	5,800	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由 玉名市消防団団長等の報酬について、条例の整備を図るものである。

議第 22 号

玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 玉名市長等の給与に関する条例（平成 17 年条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 167.5」を「市長にあつては 100 分の 152.5、副市長にあつては 100 分の 162.5」に改める。

第 2 条 玉名市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「市長にあつては 100 分の 152.5、副市長にあつては」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

提案理由 国家公務員の給与改定に準じて、市長及び副市長の給与を改定するため、条例の整備を図るものである。

議第 23 号

玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 玉名市教育長の給与に関する条例（平成 17 年条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 167.5」を「100 分の 152.5」に改める。

第 2 条 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書中「100 分の 152.5」を「100 分の 162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

提案理由 国家公務員の給与改定に準じて、教育長の給与を改定するため、条例の整備を図るものである。

議第24号

玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月25日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

玉名市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の玉名市一般職の職員の給与に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第16条第2項又は第3項及び玉名市一般職の職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第15条第1項から第3項まで若しくは第6項若しくは第16条第4項から第6項まで又は公益的法人等への玉名市職員の派遣等に関する条例（平成19年条例第28号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となると

きは、期末手当は、支給しない。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 新条例第16条第2項に規定する特定管理職員 107.5分の15

(2) 新条例第3条第5項に規定する再任用職員 72.5分の10

提案理由 国家公務員の給与改定に準じて、職員の給与を改定するため、条例の整備を図るものである。

議第 25 号

玉名市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市漁港管理条例の一部を改正する条例

玉名市漁港管理条例(平成 17 年条例第 123 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項中「1 月(工作物の設置を目的とする占有にあっては 3 年)」を「10 年」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の玉名市漁港管理条例の規定は、この条例の施行の日以後の占有に係る許可について適用し、同日前までの占有に係る許可については、なお従前の例による。

提案理由 甲種漁港施設の占有許可期間の見直しに伴い、条例の整備を図るものである。

議第 26 号

玉名市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定
について

玉名市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

玉名市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成 25 年条例第 2 号）の一部
を次のように改正する。

第 32 条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第 44 条中「法第 45 条第 3 項」を「道路法第 45 条第 3 項」に改め、同条を第
45 条とし、第 43 条の次に次の 1 条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第 44 条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行
者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行
者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘
導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するもの
とする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベン
チその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとし
る。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
（平成 18 年法律第 91 号）第 10 条第 1 項に規定する新設特定道路を除く。）は、
同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）の一部改正に伴い、条例の

整備を図るものである。

議第 2 7 号

玉名市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 2 5 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

玉名市道路占用料徴収条例（平成 1 7 年条例第 1 3 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「		「															
<table><tr><td>650</td></tr><tr><td>1, 000</td></tr><tr><td>1, 400</td></tr><tr><td>580</td></tr><tr><td>930</td></tr><tr><td>1, 300</td></tr><tr><td>58</td></tr></table>	650	1, 000	1, 400	580	930	1, 300	58	を	<table><tr><td>630</td></tr><tr><td>970</td></tr><tr><td>1, 300</td></tr><tr><td>560</td></tr><tr><td>900</td></tr><tr><td>1, 200</td></tr><tr><td>56</td></tr></table>	630	970	1, 300	560	900	1, 200	56	に、
650																	
1, 000																	
1, 400																	
580																	
930																	
1, 300																	
58																	
630																	
970																	
1, 300																	
560																	
900																	
1, 200																	
56																	
」		」															

「		「			
	570		550		
	350		340		
	1, 200		1, 100		
	490	を	470	に、	
	890		900		
」					」

1, 200

1, 100

」

」

「

「

35
52
70

を

34
51
68

に、

」

」

「

「

350
700

を

340
680

に、

」

」

「

法第 3 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1, 200
法第 3 2 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの		A に 0.004 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		A に 0.007 を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの		A に 0.008 を乗じて得た額
	上空に設ける通路			440
	地下に設ける通路			270
	その他のもの			1, 200

」

を

「

法第32条 第1項第3 号に掲げる 施設	自動運行 補助施設	法第2条 第2項第 5号に規 定する自 動運行装 置による 検知の対 象として 設置する 導線その 他の線類	地下に設 けるもの	長さ1メートル につき1年	3
			その他の もの		11
		道路の構造又は交通 の状況を表示する標 示柱その他の柱類		1本につき1年	900
		その他の もの	上空に設 けるもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	560
			地下に設 けるもの		340
	その他のもの				1,100
	法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平方 メートルにつき 1年
法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	地下街及び地 下室	階数が1のもの		占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.005 を乗じて得 た額
		階数が2のもの			Aに0.008 を乗じて得 た額
		階数が3以上の もの			Aに0.01 を乗じて得 た額
	上空に設ける通路		450		
	地下に設ける通路		270		
	その他のもの		1,100		

に、

「

「

」

89
89
890
930

を

90
90
900
900

に、

」

」

「

89

を

「

90

に、

」

」

「

89
890
440
1, 200
A に 0.028 を乗じて得 た額
89
120
A に 0.017 を乗じて得 た額
A に 0.012 を乗じて得

を

「

90
900
450
1, 100
A に 0.033 を乗じて得 た額
90
110
A に 0.019 を乗じて得 た額
A に 0.013 を乗じて得

に改める。

た額
Aに 0.02 を 乗じて得た 額
A に 0.012 を乗じて得 た額
A に 0.017 を乗じて得 た額
Aに 0.02 を 乗じて得た 額
A に 0.028 を乗じて得 た額

た額
A に 0.023 を乗じて得 た額
A に 0.013 を乗じて得 た額
A に 0.019 を乗じて得 た額
A に 0.023 を乗じて得 た額
A に 0.033 を乗じて得 た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の玉名市道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。

提案理由 市道に係る占用料の見直しに伴い、条例の整備を図るものである。

議第 28 号

玉名市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

玉名市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第 2 条」を「一第 2 条の 2」に改め、「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等の構造」を、「立体横断施設」、「乗合自動車停留所」及び「自動車駐車場」の次に「の構造」を加え、

「第 6 章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第 30 条—第 34 条）」を

「第 6 章 旅客特定車両停留施設の構造（第 30 条—第 40 条）」

第 7 章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第 41 条—第 44 条）」に改める。

第 2 条中「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改め、第 1 章中同条の次に次の 1 条を加える。

（災害等の場合の適用除外）

第 2 条の 2 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。

「第 2 章 歩道等」を「第 2 章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に改める。

第 3 条中「設ける道路」の次に「、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」を加える。

第4条第3項中「又は」を「若しくは」に改め、「という。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路(以下「自転車歩行者専用道路等」という。))」を、「当該歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、条例第42条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、条例第43条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

第5条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第6条第1項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「除く。))」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

「第3章 立体横断施設」を「第3章 立体横断施設の構造」に改める。

第12条第1号中「かご」を「籠」に改め、同条第2号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同条第3号中「かご」を「籠」に改め、同条第4号中「かご内」を「籠内」に、「かご及び」を「籠及び」に改め、同条第5号中「かご及び」を「籠及び」に、「により、かご外からかご内が」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第6号中「かご内」を「籠内」に改め、同条第7号中「かご」を「籠」に改め、同条第8号中「かご内」を「籠内」に、「かごが」を「籠が」に、「かごの」を「籠の」に、「装置」を「設備」に改め、同条第9号中「かご内」を「籠内」に、「かごが」を「籠が」に、「かご及び」を「籠及び」に、「装置」を「設備」に改め、同条第10号及び第11号中「かご内」を「籠内」に改め、同条第13号中「かごの」を「籠の」に、「装置」を「設備」に改め、同条ただし書中「かご内にかご」を「籠内に籠」に改める。

第13条中「。以下」の次に「この条において」を加える。

「第4章 乗合自動車停留所」を「第4章 乗合自動車停留所の構造」に改める。

「第5章 自動車駐車場」を「第5章 自動車駐車場の構造」に改める。

第34条中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条を第45条とする。

第33条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「及び自動車駐車場」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同条ただし書中「路面」の次に「又は床面」を加え、同条を第44条とする。

第32条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条に次の2項を加え、同条を第43条とする。

2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場

合は、この限りでない。

- 3 前項の施設に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

第31条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、「及び自動車駐車場」を「並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加え、同条を第42条とする。

- 2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第12条第11号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第39条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

- 3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

第30条に次の4項を加え、同条を第41条とする。

- 3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第5項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

- 4 前項の案内標識は、日本産業規格Z8210に適合するものとする。

- 5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第30条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

- 6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 旅客特定車両停留施設の構造 (通路)

第30条 公共用通路(旅客特定車両停留施設に旅客特定車両(道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。))が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。)から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を1.2メートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

2 第1項の1以上の通路(以下「移動等円滑化された通路」という。)において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター(構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であつて車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの)をもってこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター(第32条の基準に適合するものに限る。)又は傾斜路(第33条の基準に適合するものに限る。)を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。

ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により

段差を容易に識別できるものとする。

イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(出入口)

第31条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(エレベーター)

第32条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) 籠の内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。

(2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の構造のエレベーターにあつては、この限りでない。

2 第12条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

(傾斜路)

第33条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- (1) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、90センチメートル以上とすることができる。
 - (2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は、12パーセント以下とすることができる。
 - (3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。
- 2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- 3 第13条第3号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

(エスカレーター)

第34条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

- (1) 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。
 - (2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。
 - (3) 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
 - (4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。
- 2 第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。
- 3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(階段)

第35条 第16条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(乗降場)

第36条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

- (3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。
- (4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。
- (5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

（運行情報提供設備）

第37条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

（便所）

第38条 第27条から第29条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第28条第1項第1号中「第22条に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第22条各号」と読み替えるものとする。

（乗車券等販売所、待合所及び案内所）

第39条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものであること。
- (2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。
 - ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。
 - イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とするものとする。
 - ⑦ 有効幅は、80センチメートル以上とすること。
 - ⑧ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
 - ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。
- (3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合におい

ては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

(券売機)

第40条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第 29 号

玉名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

玉名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例

玉名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 17 年条例第 1
62 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1, 694 人」を「1, 500 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 玉名市消防団の組織の見直しに伴い、条例の整備を図るものである。

議第 30 号

熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 4 年 6 月 30 日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約（平成 16 年 9 月 29 日熊本県指令市町村第 16 号）の一部を次のとおり変更する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

熊本県市町村総合事務組合規約（平成 16 年 9 月 29 日熊本県指令市町村第 16 号）の一部を次のように変更する。

別表第 2 第 3 条第 10 号に関する事務の項中「、宇城市」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の熊本県市町村総合事務組合規約別表第 2 の規定は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

提案理由 一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を経る必要があるため。

議第 3 1 号

普通財産の無償貸付けについて

本市は、普通財産を次のとおり無償貸付けするものとする。

令和 4 年 2 月 2 5 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

1 物件の表示

建物 玉名市北牟田字大堀 5 9 5 番地 3 0
玉名市北牟田字大堀 5 9 5 番地 3 1

- | | | | |
|-----|-------|--------------|------------------------------|
| (1) | ガラス温室 | 軽量鉄骨造平家建て | 2, 0 1 6. 0 0 m ² |
| (2) | ガラス温室 | 軽量鉄骨造平家建て | 1, 4 4 0. 0 0 m ² |
| (3) | 管理棟 | 木造セメント瓦葺平家建て | 4 4. 0 0 m ² |

2 貸 付 期 間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

3 相 手 方



提案理由 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定による。

議第 3 2 号

普通財産の無償貸付けについて

本市は、普通財産を次のとおり無償貸付けするものとする。

令和 4 年 2 月 2 5 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

1 物件の表示

建物 玉名市伊倉南方字塘添 7 5 4 番地

(1)	ガラス温室	軽量鉄骨造平家建て	1, 8 4 3. 2 0 m ²
(2)	ガラス温室	軽量鉄骨造平家建て	1, 6 5 1. 2 0 m ²
(3)	管理棟	木造瓦葺平家建て	4 4. 0 0 m ²
(4)	ポンプ室	ブロック造スレート葺平家建て	3. 8 0 m ²

2 貸 付 期 間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

3 相 手 方 玉名市伊倉北方 1 3 6 2 番地
農事組合法人伊倉温室水耕組合
代表理事 吉川 睦雄

提案理由 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定
による。

議第 3 3 号

権利の放棄について

本市は、次のとおり権利を放棄することとする。

令和 4 年 2 月 2 5 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

- 1 権利の内容 保護に要する費用の返還に係る債権
- 2 金 額 7 2 0 , 8 6 5 円
- 3 相 手 方 

- 4 放棄の理由 平成 2 7 年 5 月から平成 2 8 年 1 2 月までに生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）に基づき、保護に要する費用として 3 , 2 1 7 , 2 2 6 円を支給したが、相手方に金融機関からの借入金 7 2 0 , 8 6 5 円があることが発覚したため、同法第 6 3 条の規定により借入金分の保護に要する費用を返還するよう求めたが、返還はなかった。
相手方は、令和 2 年 7 月に破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続の廃止及び免責許可の決定を受けており、保護に要する費用の返還に係る債権の請求は不可能であることから、当該債権については回収の見込みがないため、これを放棄するものである。

提案理由 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定による。

議第 3 4 号

教育委員会委員の任命について

本市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 2 月 2 5 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

1

もり のぶ こ
森 信子

2 略 歴

学 歴

昭和 6 3 年 3 月

経 歴

平成 元年 4 月

平成 4 年 3 月

平成 7 年 1 2 月

平成 3 0 年 3 月

提案理由 教育委員会委員森信子氏が、本年 3 月 2 5 日に任期満了のため。

